

令和元年度

主要施策の概要

令和元年5月

石川県警察本部

目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
第2 2019年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	5
(1) 繁華街等における地域安全対策の推進	5
(2) 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進	5
(3) JR金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進	6
(4) 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進	6
(5) 訪日外国人等の急増への対応	7
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	8
(1) 安全安心まちづくりの推進	8
(2) サイバー犯罪対策の推進	9
(3) 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	9
(4) 地域警察の対応力の強化	10
3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	11
(1) 人身安全関連事案への的確な対応	11
(2) 子供・女性安全対策の推進	12
(3) 少年の非行防止・保護対策の推進	12
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	13
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	13
(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	14
(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	14
(4) 検挙力の強化	15
5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備	17
(1) 交通事故情勢を踏まえた効果的な交通事故防止	18
(2) 信頼される合理的な交通警察業務の推進	20
(3) 大規模行事・災害等における的確な交通対策の実施	21
(4) 中長期的視野に立った取組の高度化	22
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	24
(1) 多様化する脅威への対応	25
(2) 緊急事態対策の推進	26
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	27
(1) 警察力の充実強化	27
(2) 県民の立場に立った警察活動の推進	28
第4 警察予算	30
1 警察費の概要	30
2 主要事業	30
3 令和元年度実質当初予算警察本部主要事業の概要	32

はじめに

県内の治安情勢は、近年、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成15年の3分の1以下の水準まで減少し、交通事故についても、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少傾向にあるなど、数値上では改善傾向が継続している。

しかしながら、依然として殺人や強盗事件、子供が被害者となる誘拐事件等が発生しているほか、特殊詐欺の被害が高水準で推移し、悲惨な交通死亡事故等の重大事故も後を絶たないなど、県民の生活を脅かす事件・事故が発生している。

また、国内外に目を向けると、国際テロやサイバー空間における脅威の一層の深刻化、指定暴力団六代目山口組の分裂に起因する対立抗争の継続、地域の安全安心の拠点である交番が襲撃される事件の発生など、警察が的確に対処すべき事象は日々変化している。

加えて、令和元年には、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典やG20大阪サミット等が開催され、県内においては「第55回献血運動推進全国大会」が開催されることから、これらに伴う大規模警備に万全を期す必要がある。

これらの山積する治安課題を克服し、県民の期待と信頼に応えていくためには、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材の確保・育成や、業務の合理化・実質化の徹底による警察力の一層の充実強化、社会情勢の変化に応じた治安諸対策の不断の見直し、地域住民、関係機関・団体等の地域社会と一層緊密に連携した取組が必要である。

そして、警察職員一人一人が高い士気と厳正な規律を保持し、積極的に職務を遂行することはもとより、検挙力と事態対処能力を兼ね備えた力強い警察を確立し、安全で安心して暮らせる石川を実現させなければならない。

よって、「2019年石川県警察運営の指針」を、

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

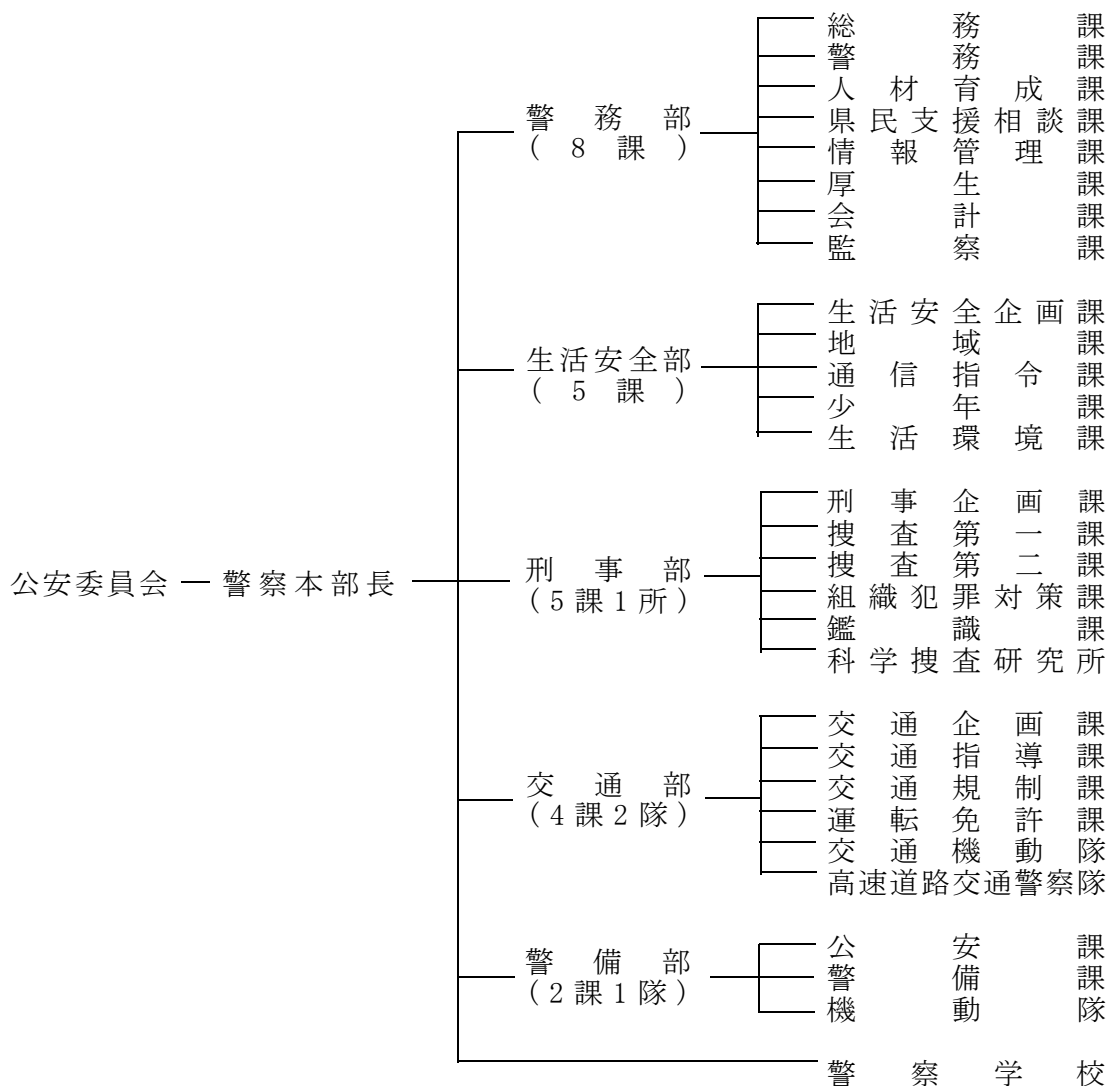
としたものである。

第1 石川県警察の現勢

1 組織機構

(1) 警察本部

(平成31年4月1日現在)



(2) 警察署

(平成31年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	能美	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
交番	16	12	8	4	5	2	6	4	2	3	2		64
駐在所	3	2	1	8	8	4	13	2	16	17	15(1)	17	106(1)
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
連絡所								3					3
合計	19	14	9	13	14	6	19	9	18	20	18(1)	17	176(1)

注：() は、内数で、季節駐在所（舳倉島）を示す。

2 人員

- 地方警務官の定員は8人である（警察法第57条等）。
- 地方警察職員の定員は警察官1,977人、その他の職員の定員は379人（計2,356人）である（警察法第57条、石川県警察職員定数条例第2条等）。

【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31
警 察 官	1,930	1,930	1,942	1,951	1,951	1,960	1,969	1,977	1,977	1,977
増 減	0	0	+12	+9	0	+9	+9	+8	0	0
その他の職員	349	343	337	332	329	327	327	327	327	327
増 減	-6	-6	-6	-5	-3	-2	0	0	0	0
計	2,279	2,273	2,279	2,283	2,280	2,287	2,296	2,304	2,304	2,304
増 減	-6	-6	+6	+4	-3	+7	+9	+8	0	0

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

注2：平成25年の警察官定数は5月16日現在である。

3 機動力（平成31年4月1日現在）

(1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	川崎重工業社製 B K117型	
性 能	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	約 400km
	航 続 時 間	約 2.0時間
	最 大 全 備 重 量	3,350kg
	座 席 数	最大 10席
配 備 年 月 日	平成 11 年 3 月 18 日	

生活安全部地域課航空隊所在地 金沢市湊1丁目55番20号

(2) 船舶

船 名	配置先	概				要	
		配置年月	定員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V 型	18.20	20

(3) 車両

車 種 別		保 有 台 数	
四 輪 車	パトカー	警 ら 用	32
		小 型 警 ら 用	166
		交 通 用	31
	交 通 事 故 処 理 車	20	
	指 揮 用 車	37	
	捜 査 用 車	153	
	輸 送 車	28	
	そ の 他	151	
二 輪 車	白	32	
	バ イ ク	23	
合 計		673	



運営の指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察
～安全で安心して暮らせる石川の実現～

重点目標

- **交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **子供・女性・高齢者を守る取組の推進**
- **県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備**
- **多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

第3 重点目標に基づく主要施策の概要

1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

県内の社会情勢は、陸・海・空の広域的な交通ネットワークの整備や、各種競技大会や祭礼等の大規模イベント、各種コンベンション・学術会議等の開催に加え、近年の金沢市内を中心とした宿泊施設の増加等により、国内外からの観光客等来県者数は、引き続き北陸新幹線金沢開業前の水準を大きく上回っている。

また、観光で県内を訪れる外国人のみならず、留学や技能実習を目的に県内に居住する外国人も徐々に増加しており、今後もその傾向は続くものとみられることから、我が国の言語や制度に不慣れなこれら外国人が何らかのトラブルに巻き込まれるケースや、事件・事故の被害に遭うケースの増加が懸念される。

よって、国籍に関わりなく、県内に滞在・居住する全ての人が安全安心を実感出来るような環境を整備するとともに、交流人口の拡大に紛れた犯罪組織関係者の流入やソフトターゲットに対するテロ等の脅威への対策を推進していく必要がある。

県警察としては、引き続き警察活動を通じて県勢の発展を支えるため、検挙力と事態対処能力の強化を図るとともに、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な各種治安対策を組織的・計画的に進める必要がある。

施策の目標

- 交流人口の拡大に伴う治安諸対策を実施するとともに、更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な各種治安対策を組織的・計画的に推進する。

(1) 繁華街等における地域安全対策の推進

ア 繁華街、観光地等を重点とした犯罪抑止対策及び雑踏対策の推進

犯罪の発生状況等を的確に分析し、自治体、地域住民等と連携した効果的な犯罪抑止対策及び観光施設、イベント主催者等と連携した雑踏対策を推進する。

イ 悪質な風俗営業に対する厳正な取締り等の推進

繁華街の実態を把握し、悪質な客引行為、無許可営業等の違法な営業行為等に対する厳正な取締りを推進する。

(2) 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進

ア 交通ネットワークを利用する犯罪の徹底検挙

特殊詐欺を始め、交通ネットワークを利用して敢行される各種犯罪に的確に対応するため、公共交通事業者等と緊密に連携し、犯罪の発生時には、最大限の捜査力を投入して客観証拠の収集を始めとした初動捜査等を展開し、被疑者の検挙を徹底する。

イ 近年の暴力団情勢を踏まえた暴力団対策の推進

県外暴力団の県内進出等、近年の暴力団を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、平成31年1月1日に施行された改正暴力団排除条例を効果的に運用するなど、暴力団総合対策を推進する。

ウ 各種訓練等による検挙力及び事態対処能力の強化

交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を的確に分析・予測し、これに応じた各種訓練等を行い、検挙力及び事態対処能力の強化を図る。

(3) JR金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進

ア JR金沢駅周辺、観光地等を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅周辺、観光地等を重点とした違法駐車取締りのほか、英語を併記した規制標識等の設置、自治体、関係機関・団体等と連携した交通情報の発信等により、交通の安全と円滑化を図る。

イ のと里山海道、能越自動車道等の交通安全対策の推進

(7) 道路管理者等関係機関・団体との連携

交通環境の変化を踏まえ、「のと里山海道交通安全対策協議会」の開催、能越自動車道の安全確保に向けた協議の実施等、自治体、関係機関・団体等と連携した交通安全対策を推進する。



【交通安全出動式(高松SA)】

(4) 交通指導取締り、広報啓発等の推進

通行するドライバーの交通安全意識の高揚を図るため、管轄警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊が連携し、交通指導取締り、警戒活動、広報啓発等を推進する。

(5) 交通実態の変化に応じた交通規制の実施及び安全対策の推進

路上作業時、悪天候時等といった交通状況及び交通環境の変化に即した臨時交通規制を実施するほか、関係機関・団体等と連携し、逆走事案、歩行者等の立入り事案、正面衝突事故等の防止対策を推進し、交通の安全及び円滑化を図る。

(4) 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進

ア 関係機関・団体と連携した水際対策の徹底

テロリスト等の入国を防ぐため、出入国在留管理局、税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム(APIS)^(注)等を活用した水際対策を徹底する。また、小松空港、能登空港、金沢港及び七尾港において、関係機関と連携して実戦的な訓練等を実施するとともに、協力団体との合同パトロール等を推進する。

(注)事前旅客情報システム(APIS)とは、「Advance Passenger Information System」の略で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と、関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステムをいう。

イ 重要施設等に対する警戒強化

J R金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、不特定多数の者が集まる施設、行事等のソフトターゲットにおいて、制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。



【J R金沢駅構内における警戒状況】

(5) 訪日外国人等の急増への対応

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

我が国に滞在する外国人の更なる増加が見込まれる中で、日本語を解さない外国人からの通報、各種届出等に的確に対応できる体制を充実させるため、円滑なコミュニケーションを支える各種ツールの整備及び外国語での対応が可能な警察官の配置を推進するとともに、日本語を解さない外国人による110番通報を想定した現場対応訓練を継続的に実施する。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

遺失届・拾得物の受理等における外国語での対応、外国人を対象とした講習・講話での外国語による防犯・防災情報提供等の環境の整備に努めるとともに、警察施設及び車両に外国語を表示するなど、我が国警察に関する制度・手続等の分かりやすさの確保に努める。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

語学に素養のある警察官を通訳として積極的に育成するとともに、警察署の通訳チームを効果的に運用するなど、通訳人材の確保及び運用を強化する。また、外国文化、宗教等に関する理解の促進、各種英会話教材の活用等による外国人に対する対応能力の向上を図るとともに、関係機関・団体等との連携を強化するなど、訪日外国人等の増加に対応するための基盤整備を継続的に推進する。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録するなど数値の面では一定の改善がみられる。

しかしながら、特殊詐欺等の被害は、高齢者を中心に依然として高水準で推移するなど予断を許さない状況にあるほか、サイバー空間における犯罪も悪質・巧妙化するなど治安改善に向けた課題は山積している。

このような治安情勢に対応するためには、初動警察活動における事態対処能力を強化して迅速・的確な検挙活動を推進するほか、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、広報啓発活動等によって地域住民の自主防犯意識の向上を促す必要がある。

加えて、自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携し、防犯カメラの設置拡充や防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域社会と一体となった犯罪抑止対策による「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進する必要がある。

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働した犯罪抑止対策を推進する。
- 県民の防犯意識を向上させるとともに、防犯ボランティアの活性化を図る。

(1) 安全安心まちづくりの推進

ア 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を詳細に分析し、多発している犯罪、住民が不安に感じる犯罪等に対して効果的な犯罪抑止対策を推進する。

イ 特殊詐欺予防対策の推進

あらゆる機会を活用した広報啓発活動によって県民の特殊詐欺被害防止意識の向上に努めるとともに、通話録音警告機等の防犯機器の普及促進を図るなど、県民がだまされないための対策を推進する。また、だまされてしまった後であっても、金銭が犯行グループに渡ることのないよう、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を一層強力に推進する。

ウ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進

自治体、関係団体等と連携した防犯ボランティア団体に対する研修会の開催、犯罪情報の提供等の支援対策を推進し、県民の防犯意識の向上を図る。

エ 適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応及び法令に基づく適正な事務を推進するとともに、法令違反に対して厳正な行政指導・処分等を行う。

(2) サイバー犯罪対策の推進

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

各種教養、サイバーセキュリティコンテスト等を実施し、より高度かつ最新の情報通信技術を有する人材の育成に努める。

イ サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策の推進

被害認知時における迅速な対応及び積極的な合同・共同捜査を推進するなど、効率的で効果的な捜査を推進する。また、警察、民間事業者及び学術機関の官民連携による情報共有及び共同対処を強化するとともに、防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動を推進し、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上を図る。

ウ インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進

違法情報に対する積極的な取締り及び違法情報・有害情報が掲載されているサイトの管理者等に対する削除依頼を推進する。

(3) 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯、ヤミ金融事犯対策の推進

悪質商法事犯^(注1)及びヤミ金融事犯^(注2)の被害の拡大防止を念頭に、早期の事件化を図るとともに、金融機関に対する口座凍結依頼や携帯電話事業者に対する契約者確認要求等の情報提供を積極的に推進する。

(注1) 悪質商法事犯とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律のうち、預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯、特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等の事犯をいう。

(注2) ヤミ金融事犯とは、出資法違反（高金利等）、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯並びに貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反及び携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

イ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、知的財産権侵害事犯等の取締りの推進

不法投棄事犯等の環境事犯^(注1)、知的財産権の侵害につながる偽ブランド事犯^(注2)等に対しては、関係機関と連携した積極的な取締りを推進するほか、営業秘密侵害事犯^(注3)の早期届出に向けた広報啓発、認知時における適切な対応と取締りを推進する。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、鳥獣保護管理法違反及び動物愛護管理法違反等に係る事犯をいう。

(注2) 偽ブランド事犯とは、商標法違反、著作権法違反及び不正競争防止法違反等に係る事犯をいう。

(注3) 営業秘密侵害事犯とは、秘密として管理される企業情報（技術情報、顧客名簿等）を侵害する事犯をいう。

(4) 地域警察の対応力の強化

ア 管内実態に即した地域警察活動の推進

警ら、巡回連絡、交番等連絡協議会等を通じて実態把握を行い、犯罪と交通事故の抑止に重点を置いた、きめ細かで積極的な街頭活動を推進する。

イ 地域警察官の現場執行力の強化

地域警察官の事態対処能力を向上させる指導教養及び職務質問技能指導官^(注)等による地域警察官に対する実戦的教養を推進し、現場執行力の強化を図る。

(注) 職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を次世代に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

ウ 初動警察における緊急事態等への万全な対処

重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練を推進するとともに、戦略的通信指令^(注)を深化させ、初動警察活動における事態対処能力の強化を図る。

(注) 戦略的通信指令とは、①初動警察で犯人検挙に導く的確な通信指令、②警察官を受傷事故から守る通信指令、③事案処理の確実な報告による対応漏れの防止徹底をいう。

3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

県内におけるストーカー・DV事案、児童虐待事案の認知件数は、高水準で推移しているほか、高齢者虐待事案は増加傾向にあり、予断を許さない状況にある。これらの人身安全関連事案は、事態が急展開して、殺人事件等の重大事件へ発展することが懸念されることから、事案認知の段階から、迅速・的確な組織的対処や関係機関と連携した被害者等の安全を守る取組を推進する必要がある。

また、子供や女性に危害が加えられる事件は、ひとたび発生すれば、被害者等のみならず、地域社会に大きな衝撃を与えることから、声掛け事案等犯罪の前兆とみられる段階から行為者を早期に特定し、検挙や指導・警告を行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携した警戒強化や防犯意識向上のための取組の浸透と定着を図る必要がある。

一方、県内の少年非行情勢は、検挙補導人員の減少傾向が継続しているものの、再非行を防止するため、小中学生を中心とした少年の規範意識の醸成や立ち直り支援等、学校、少年警察ボランティア等と連携した総合的な少年の非行防止対策を推進する必要がある。

また、インターネット利用に起因する児童ポルノ等の福祉犯被害も後を絶たないことから、取締りの強化、広報啓発による未然防止、有害環境の浄化等、総合的な少年の保護対策を推進する必要がある。

施策の目標

- 人身安全関連事案における被害者の安全確保を推進する。
- 通学路等における子供の安全を確保する。
- 関係機関・団体と連携した少年の非行防止対策を推進する。
- 福祉犯を取り締まるとともに、有害環境の浄化による少年の保護対策を推進する。

(1) 人身安全関連事案への的確な対応

ア 人身安全関連事案への組織的な対応

ストーカー・DV事案、児童虐待事案等の人身安全関連事案を認知した場合は、警察本部と警察署が情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して事案の危険性・切迫性を見極めて迅速・的確に対処し、関係機関と緊密に連携した被害の未然防止・拡大防止を図る。

イ 高齢者を始めとする行方不明者発見活動の推進

増加傾向にある認知症に係る行方不明事案に対応するため、認知症の特性等について理解を深める講習を開催するとともに、行方不明者捜索活動において自治体、関係機関等と連携し、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護に努める。

(2) 子供・女性安全対策の推進

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛け事案等^(註)の行為者に対して積極的な指導・警告を行うなど先制・予防的活動を推進する。

(注) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為等をいう。

イ 通学路等の安全対策の推進

子供・女性を対象とする犯罪等に関する情報の収集・分析に基づき、被疑者の早期検挙に努めるほか、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

(3) 少年の非行防止・保護対策の推進

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

学校における非行防止教室の開催、いじめ問題への的確な対応、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動等により、少年の規範意識を醸成し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

イ 適正な少年事件捜査の推進

少年の特性に配慮した迅速・適正な事件捜査を推進し、少年の健全育成を図る。

ウ 福祉犯の取締りと有害環境浄化対策の推進

インターネット利用に起因する福祉犯被害を防止するため、福祉犯の取締りの強化、児童・保護者に対する広報啓発、有害環境の浄化等を推進する。

4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

県内の刑法犯認知件数は減少傾向が継続し、刑法犯の検挙率は上昇傾向にあるものの、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が相次いで発生しているほか、特殊詐欺については認知件数、被害額共に高水準で推移している。

暴力団情勢は、指定暴力団六代目山口組が3つに分裂した後、全国では対立抗争が継続しており、今後の県内への波及を含め、予断を許さない状況にある。

また、暴力団は、組織実態を隠蔽しての企業活動等への不当介入や組織的に特殊詐欺を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた資金獲得犯罪を敢行している。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して被害の拡大を防止するとともに、被害の早期回復を図るなど、県民の不安を解消することが強く求められている。

県民の期待に応えるため、適正捜査の推進や刑事訴訟法等の改正による新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築はもとより、捜査手法や取調べの高度化、初動捜査における的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実と活用等により、検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙し、県民の安全安心を確保する必要がある。

施策の目標

- 重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

(ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時においては、素早い立ち上がり及び捜査員の大量投入等早期に捜査体制を確立するとともに、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

(イ) 未解決重要事件の捜査

未解決重要事件に係る捜査情報、鑑定資料等を再確認し、最新の科学技術を活用するなどにより、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

発生状況等を分析して被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、広域事件捜査を推進する。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件に対する対処能力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

被害認知時には、現金等の交付形態に応じて積極的なだまされた振り作戦による受け子^(注)等の検挙を徹底するとともに、押収資料の分析、各種情報収集を徹底することで、犯行グループの実態解明、犯行拠点の摘発及び組織中枢の被疑者の検挙を図る。

(注) 受け子とは、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割の被疑者をいう。

イ 犯行ツール対策の推進

特殊詐欺に利用される携帯電話、預貯金口座等犯行ツールの供給を遮断するとともに、被害届及び被害相談の受理時には、携帯電話事業者に対する犯行使用電話の契約者確認要求、当該電話に対する積極的な警告の実施等を迅速・確実に行うなどにより、犯行ツールを無力化することで犯行グループの弱体化を図る。

また、携帯電話不正利用防止法^(注1)に基づく役務提供拒否^(注2)がなされるよう携帯電話事業者に情報提供を積極的に行うとともに、契約時に本人確認を行わず犯行グループに携帯電話を貸与する悪質なレンタル携帯電話事業者の検挙を推進する。

(注1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

(注2) 本人確認が適切に行われなかった携帯電話について、携帯電話事業者が通話サービスの提供を拒否するもの。

ウ 構造的不正の追及の強化

政治・行政・経済をめぐる不正の追及を強化し、公務員犯罪、企業犯罪等を検挙する。

(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

暴力団の首領を始めとする暴力団犯罪の徹底検挙並びに暴力団対策法^(注)及び改正暴力団排除条例の効果的な運用に努めるとともに、県民の安全確保を図りながら暴力団排除活動を推進するなどにより、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。

(注) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

イ 薬物・銃器犯罪の徹底検挙及び薬物乱用防止対策の推進

薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを徹底し、違法薬物の供給の遮断と需要の根絶を図るとともに、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を積極的に推進し、規範意識の醸成を図る。

また、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した薬物・銃器犯罪の取締りを推進する。

ウ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪や犯罪インフラ事犯^(注)の取締りを推進する。

(注) 国際犯罪に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長罪等が挙げられる。

(4) 検挙力の強化

ア 初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

事件発生直後の現場において迅速・的確に客観証拠を収集することは極めて重要であることから、鑑識専務員のみならず事件捜査に携わる全ての職員の技能向上を図るとともに、最新機器、鑑定資機材等を効果的に活用した鑑識活動により、遺留指掌紋、微物等の客観証拠を細大漏らさず確実に採取する。

また、公判における立証に資するため、現場における採取資料等の押収経過の一層の明確化を図るとともに、押収から鑑定に至るまでの適正な保管・管理を徹底する。

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化に対応するため、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術を犯罪捜査に活用する。

また、初動捜査において、近年の犯罪捜査において高い有用性が認められる防犯カメラ等の画像の迅速かつ適正な収集に努めるとともに、科学技術を活用した解析を徹底し、犯罪捜査への活用を図る。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月までに全面施行される取調べの録音・録画制度及び新たな通信傍受方式に的確に対応するため、取調べ官の技能向上及び経験の蓄積により、取調べの高度化・適正化を図るほか、通信傍受指導官等による指導教養を充実させ、通信傍受を有効かつ適正に実施する。

エ 効果的な捜査支援分析業務の推進

犯罪の情勢及び各種犯罪関連情報を総合的に分析し、被疑者の絞り込み及び犯罪者プロファイリングによる各種捜査情報を迅速に捜査員等に提供することにより、事件の早期解決に資する効果的な捜査支援分析業務を推進する。

また、情報分析担当者の能力向上を図るため、捜査員対象の研修会等を開催する。

オ 適正な検視業務の徹底

犯罪死を見逃すことのないよう、検視官臨場による検視、画像検査等を推進するとともに、死体取扱業務従事者に対する効果的かつ計画的な指導教養により、緻密かつ適正な検視業務を推進する。

5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備

県内の交通事故は、平成18年以降、発生件数及び負傷者数ともに減少傾向にあり、平成30年中の死者数については、前年を6人下回る28人となり、2年連続で統計資料が残る昭和31年以降最少となるなど、交通事故情勢は一定の改善が認められる。

しかしながら、近年の高齢者人口の増加を背景として、平成30年の交通事故死者数全体に占める高齢者の割合は71.4%となり、9年連続して全国平均値を超え高水準で推移しているほか、道路横断中の歩行者が被害に遭う重大事故が相次いで発生しているなど、交通死亡事故等の更なる減少を実現するための課題が山積している。

このような情勢に対応するためには、高齢社会の進展を見据えつつ、対象者の特性等に応じた交通安全教育、交通事故分析に基づく効果的な指導取締り、地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を一層深化させるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等との連携・協働の下、「第10次石川県交通安全計画」の基本理念に掲げる「人優先」の交通安全思想の普及と浸透に向けて、地域社会が一体となった交通安全対策を強化していく必要がある。

また、交通事故の発生状況や道路整備、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して交通規制の点検を常に行い、地域住民や道路利用者等の理解を得ながら見直しを図るなど、適時・適切な交通規制を実施することに加え、道路管理者、関係機関・団体等と密接に連携し、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、生活道路における速度抑制対策等を計画的に推進することにより、安全で円滑な交通環境を整備する必要がある。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別											増減	
	昭47	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件(人)数	率(%)
発生件数(件)	8,532	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	-556	-17.4
死者数(人)	183	54	64	44	44	61	55	46	48	34	28	-6	-17.6
負傷者数(人)	11,725	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	-646	-17.3

※ 昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

【平成30年中の交通死亡事故の主な特徴】

- 高齢者（65歳以上）の死者の割合が高い 20人 前年比－2人 構成率71.4%
- 交差点（付近を含む）での発生が多い 15人 前年比－2人 構成率53.6%
- 夜間（日没～日の出）の事故が多い 14人 前年比－7人 構成率50.0%

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、交通事情の変化を的確に把握して安全で円滑な交通環境を整備する。

(1) 交通事故情勢を踏まえた効果的な交通事故防止

ア 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) 歩行中・自転車乗用中の高齢者の事故防止対策

歩行者用シミュレーター、サイクルシミュレーター等の教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するほか、関係機関・団体等と連携した家庭訪問、街頭指導等を通じて反射材用品等の着用促進を図る。

また、毎月1日の「高齢者保護の日^(注)」の周知を図り、高齢者保護活動を重点に取り組むほか、全年齢層のドライバーに高齢者の行動特性等について理解を促し、保護意識の醸成を図る。

(注)高齢者保護の日とは、近年、高齢者の交通事故が多く発生していることを受け、毎月1日を高齢者保護の日指定し、街頭活動や広報啓発活動を推進することをいう。

(イ) 高齢運転者による事故の防止対策

ドライブレコーダー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、個々の運転能力や特性に応じたきめ細かな指導を行うとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して「安全運転サポート車^(注)」の普及啓発を図る。

また、運転免許更新時の認知機能検査及び高齢者講習の円滑化を図るとともに、運転免許証自主返納制度の広報啓発、自主返納した高齢者への支援施策の拡充に向けて自治体、関係機関・団体等に働き掛けを行う。

(注)安全運転サポート車とは、自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進技術が搭載された自動車をいう。

イ 歩行者の交通事故防止対策の推進

(ア) 歩行者保護意識の醸成と総合的な安全対策

「人優先」の交通安全思想を基本とした広報啓発、街頭活動、交通環境の整備等、歩行者保護に向けた総合的な安全対策を推進する。特に、ドライバーには、横断歩道接近時の減速義務及び横断歩道における歩行者優先義務について周知徹底する。

(イ) 歩行者に対する交通ルール浸透に向けた安全教育

幼児・児童には、保護者とともに「正しい横断方法」の教育を重点的に実施するなど、その年齢及び心身の発達段階に応じ、関係機関・団体等と連携し、体系的な交通安全教育を推進する。



【交通安全教室】

あわせて、交通事故においては歩行者側にも法令違反が多いという実態を周知し、交通ルールの遵守及び横断時の安全確認の徹底を促す指導及び啓発を行う。

(ウ) 薄暮時・夜間の事故防止対策

関係機関・団体、事業所等と連携し、歩行者には「反射材用品等の着用」を、運転者には「薄暮時における早めのライト点灯」及び「ハイビーム（上向きライト）の上手な活用」を推進する。

ウ 自転車に対する交通ルールの浸透のための取組の推進

(ア) 交通ルールの周知と安全教育

自治体、学校等と連携して、サイクルシミュレーター、小型ビデオカメラ、スタントマン等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、「自転車ルール・マナー検定^(注)」等を通じ、自転車の基本的なルール・マナーを周知するほか、損害賠償責任保険等への加入及び乗車用ヘルメット着用の必要性を啓発する。

(注)自転車ルール・マナー検定とは、自転車を利用する機会が多い中学・高校生を中心に、自転車の正しい通行ルール等に関するミニテストを実施することをいう。

(イ) 自転車通行環境の確立

道路管理者等と連携し、地域の実情や道路ネットワークの連続性の確保に留意しながら、安全で快適な自転車通行空間の整備に努める。

(ウ) 指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、積極的な指導警告を推進するとともに、危険性・妨害性の極めて高い違反及び再三の警告に従わない悪質な違反者に対しては検挙措置を講じる。

(エ) 関係機関・団体等との連携

「自転車活用推進計画」等を踏まえ、自治体が行う推進計画の策定、自転車の交通ルールの周知に向けた取組を積極的に支援する。

エ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(7) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

地理情報システム（GIS^(注)）の活用等による高度な交通事故分析に基づいた指導取締りを実施し、事故多発路線においては、赤色灯を点灯させたパトカー等による警戒等の街頭活動を推進する。

(注)GIS（Geographic Information System）とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

(4) 悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反の取締り

飲酒運転、無免許運転等のほか、いわゆる「あおり運転」等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

(2) 信頼される合理的な交通警察業務の推進

ア 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進

(7) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査を推進し、重大事故発生時には、警察本部が積極的に関与し、公判を見据えた適正な初動捜査を徹底する。

(4) 組織的な被害者支援の推進

被害者等の心情及びニーズを的確に踏まえた支援の充実を図り、重大事故発生時には、関係機関と連携した組織的な被害者支援を実施する。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の見直し等の推進

(7) 交通規制の見直しの推進

交通事情の変化を的確に把握して、ハード・ソフト両面での総合的な対策を実施し、最高速度、駐車禁止、信号制御等の交通規制については、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態及び地域住民や道路利用者等の意見を踏まえ、計画的に見直しを行う。

(4) 総合的な駐車対策の推進

地域の駐車実態、住民の意見等に即した取締り活動ガイドラインの見直し及び確認標章の取付け状況の公表を行うことにより、適正な取締りの推進及び駐車監視員による確認事務の適切かつ円滑な運用を図る。

ウ 的確な運転者施策の推進

(7) 外国人運転者対策の推進

外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際の「運転免許試験の一部免除制度^(注)」の適切な運用に努めるほか、外国人への運転者教育及び広報啓発

を推進する。

(注)外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際の試験の一部免除制度とは、日本の免許制度と同等の水準にあると認められる免許制度を有する国であれば、試験の一部が免除される制度をいう。

(イ) 悪質・危険な運転者の排除

悪質・危険な運転者を道路交通環境から早期に排除するため、迅速な行政処分の執行と適切な運転者教育を推進する。

(ウ) 迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施

「一定の病気等^(注1)」の疑いがある者を把握した場合には、迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施に努める。その際、運転免許の効力の「暫定的停止^(注2)」制度を適切に運用する。

(注1)一定の病気とは、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気をいう（統合失調症、てんかん、再発性の失神等）。

(注2)暫定停止とは、過去の交通事故の状況等から一定の病気等に該当する疑いが認められるときは、3箇月を超えない範囲で免許の効力を停止することができる制度

(3) 大規模行事・災害等における的確な交通対策の実施

ア 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 交通規制計画に基づく各種訓練の実施

交通規制計画等に基づき、緊急交通路及び標章交付要領の確認並びに信号機滅灯時における可搬型発動式発電機取扱要領の実践的訓練を実施する。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時において安全で円滑な交通環境を確保するため、自動起動型信号機電源付加装置^(注)等の整備を推進する。

(注)自動起動型信号機電源付加装置とは、停電検出時に発動発電機を自動的に起動し、交通信号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

イ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据えた交通対策の準備

(ア) 交通規制等に関する教養訓練の実施

実地踏査による綿密な現場確認を行うほか、信号機の手動操作要領、警察官の手信号による交通規制要領等について教養訓練を実施する。

(イ) 交通総量抑制対策の実施

聖火リレー等の各種大規模行事の開催に当たっては、主催者に対して自動車利用自粛の広報等の各種取組を促すほか、関係機関・団体への協力要請、交通情報の提供、道路情報板等を活用した事前広報等を実施する。

(4) 中長期的視野に立った取組の高度化

ア 交通事故分析の高度化

G I S等の活用により、交通事故分析の更なる高度化を図りながら、効果的かつ効率的な交通安全対策を推進する。

イ 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備及びストック管理の推進

(ア) 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備

「社会資本整備重点計画^(注1)」に即して交通安全施設等整備事業を推進するとともに、「ゾーン30^(注2)」の整備及び高度道路交通システム（I T S^(注3)）の活用を推進することで、交通の安全と円滑化を図る。

(注1)社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律に定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

(注2)ゾーン30とは、いわゆる生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

(注3)I T S（Intelligent Transport Systems）とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組をいう。

(イ) ストック管理^(注)の推進

交通事情の変化を的確に把握し、実態に適合しない交通規制の廃止等について必要な見直しを図るほか、交通安全施設の定期又は随時点検を行い、適正な維持管理を徹底する。

(注)ストック管理とは、中長期的な視点に立った老朽化施設の更新、施設の長寿命化、維持管理コストの削減、更新対象ストックの削減等の取組をいう。

(ロ) 交通情報の的確な提供に向けた取組の推進

自動運転を含めた車両の運転支援の高度化に資する交通規制情報の一般提供に対応するため、交通規制情報管理システム^(注)を整備する。

(注)交通規制情報管理システムとは、県内の最高速度、横断歩道、一時停止等の交通規制情報を一元管理するシステムをいう。

(ハ) ワンストップサービスに対応した自動車保管場所管理システムの整備

ワンストップサービスに対応した自動車保管場所管理システムを整備するほか、職員に対して運用に関する教養を行い適正な事務手続の履行を徹底し、申請者の利便性の向上を図る。

ウ 円滑な高齢者講習等の実施

高齢者講習及び認知機能検査の実施体制の整備を推進するとともに、実施機関との連携を図りつつ、円滑な制度運用に努める。

エ 自動運転技術の実用化のための取組の推進

公道実証実験に係る関係事業者等からの相談及び問合せに対し、交通の安全を確保するための適切な助言、情報提供等を行うなど、自動運転の実用化に向けた取組を継続的に推進する。

6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

世界各地でテロが相次いで発生している中、これまでに、I S I L（いわゆる「イスラム国」）等は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、これらテロ組織への支持を表明する者が日本国内にも存在していることから、I S I L等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。また、殺人や爆弾テロ未遂等の罪で国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実等が判明するなど、これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっているといえる。さらに、普天間飛行場の移設、原子力発電所の再稼働等の政権が進める諸施策や、領土問題等の各種社会問題を捉え、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させており、それに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関・団体等においてサイバー攻撃による情報窃取等の被害も発生している。

加えて、北朝鮮は、金正恩朝鮮労働党委員長が中国、韓国及び米国の首脳とそれぞれ会談するなど、積極的な対話姿勢を示しているものの、これまでの経緯を踏まえれば、我が国の安全保障上の脅威という観点から、引き続き情勢の推移を注視していく必要がある。

このように、我が国の治安や安全保障に対する脅威がますます多様化する中、皇位の継承に伴う一連の式典やG20大阪サミットの開催、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を見据え、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設やソフトターゲットの警戒警備、官民連携の更なる強化等の諸対策を推進する必要がある。

県内においても、「第55回献血運動推進全国大会」が開催されることから、これに伴う大規模警備にも万全を期す必要がある。

一方、近年、全国各地で地震や豪雨等による大規模災害が発生していることから、各種計画や関係規程の見直しを行うなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的かつ組織横断的に行うとともに、災害等への対処能力の向上を図るため、自治体等関係機関・団体との合同訓練の実施、各種装備資機材の整備の推進等自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、諸対策を推進する。

(1) 多様化する脅威への対応

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

テロ等につながる情報の収集・分析を強化するとともに、違法行為に対する積極的な取締りを推進する。

また、「第55回献血運動推進全国大会」開催に伴う警備を完遂するため、関係機関・団体と緊密に連携し、情報収集や管理者対策等の諸対策を推進する。

イ 官民一体となったテロ対策の深化

(ア) 官民連携の強化

平成30年11月に設立した「いしかわテロ対策ネットワーク」の活動の活性化により、官民が更に積極的かつ緊密に連携し、情報共有や通報連絡体制を確立するなどして、テロの未然防止を図る。

(イ) 重要施設等対策

重要施設やソフトターゲットにおいて、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するほか、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。

(ウ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター等の店舗、業界団体、学校等を個別訪問し、管理強化の要請等を行うほか、販売事業者に対しては、販売時の本人確認の徹底の依頼、不審な購入者への対処要領の教示を行うなど、爆弾テロ等違法行為の未然防止を図る。

(エ) 施設の悪用防止対策

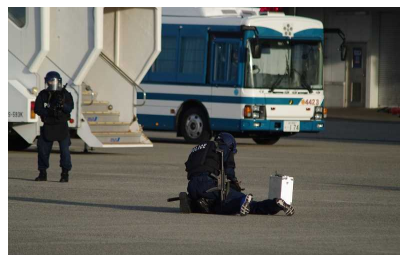
旅館、インターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に加え、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認の徹底、不審者情報の提供依頼等を行うなどして、テロリスト等による悪用防止を図る。

(オ) サイバー攻撃対策

社会機能を麻痺させるサイバーテロ及び先端技術を窃取するサイバーインテリジェンスが世界的規模で頻発している状況を踏まえ、民間事業者等と連携し、サイバー攻撃の実態解明及び被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、共同対処訓練等により対処能力を強化する。

ウ 情勢に応じた的確な警戒警備の徹底

日々変化する厳しい治安情勢を踏まえ、志賀原子力発電所、海空港、JR金沢駅等の重要施設において、各種部隊等による情勢に応じた的確な警戒警備を徹底する。



【小松空港ハイジャック事件対策訓練状況】

(2) 緊急事態対策の推進

ア 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

東日本大震災後も全国各地で地震、豪雨等による大規模災害が発生していることから、いかなる大規模災害にも迅速・的確に対処できるよう、災害対策に係る従前の取組内容を再検討するなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図る。

イ 関係機関・団体との連携強化

平素から自治体、消防等と緊密に連携し、情報共有等を図るとともに、合同訓練を実施するなど、緊急事態の発生に備えて関係機関・団体等との連携を強化する。

ウ 有事即応態勢の確立と対処能力の強化

自然災害等の緊急事態が発生した際、迅速・的確に対応できるよう、有事即応態勢を確立するほか、災害警備等に関する指導を徹底するとともに、初動対応訓練、救出救助訓練等の実戦的な訓練を反復実施し、対処能力の強化を図る。



【石川県防災総合訓練実施状況】

7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

治安上の課題を解決し、安全安心な暮らしを願う県民の期待に応えるためには、業務の合理化・効率化の徹底やワークライフバランスの推進によって職員一人一人がその能力を最大限発揮できる環境を整備し、警察活動全体の成果を最大化するための取組を進める必要がある。

また、組織の人的構成の変化により、現場執行力の低下を招かぬよう、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、組織一丸となって若手警察職員に対する効果的な教養訓練を推進して早期戦力化を図るほか、警察活動の拠点である警察署等の整備をはじめ、装備資機材、情報通信システムの充実を図り、組織の活動基盤を強化する必要がある。

加えて、高度情報化社会の進展や県民のライフスタイルの変化によって、地域社会における人間関係が希薄化するなど、社会情勢の変化に伴って警察事象や警察に対するニーズは一層複雑多様化しており、このような情勢の中で、県民の立場に立った警察活動を推進するためには、職員一人一人が厳正な規律に裏打ちされた高い倫理観を保持し、適正に業務を推進することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に対して真摯に対応するとともに、被害者の心情に寄り添ったきめ細かな被害者支援活動等を一層推進していく必要がある。

施策の目標

- 業務の合理化・効率化・高度化の推進及び組織の活動基盤を整備することにより、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

(1) 警察力の充実強化

ア 積極的かつ合理的な組織運営とワークライフバランスの推進

検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、業務の合理化・効率化・高度化とワークライフバランスの推進により、一人一人の警察官が、全力で自信を持って職務執行できる環境を整備するとともに、その能力が最大限発揮できる組織運営に努める。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

警察官という職業のやりがい及び魅力をアピールするため、体験型の就職説明会、警察学校オープンキャンパス等を開催するとともに、県警ウェブサイト及びSNSを活用し、情報の発信・提供を効果的に行うなど、採用募集活動の充実を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保に努める。



【採用募集ポスター】

ウ 適正な人事評価の推進

適正な人事評価に基づいて、公正かつ的確に人事管理を行い、組織全体の士気高揚に努める。

エ 若手警察官の早期戦力化と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

実戦的総合訓練、若手警察官育成プログラム等により若手警察官の職務執行能力の強化を図るとともに、当直指揮訓練等の実戦的な訓練、各種指導員に対する研修会等を通じて幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上を図る。

オ 現場執行力の強化に向けた術科訓練の推進

術科訓練は、適正な職務執行及び受傷事故防止の観点からも推進する必要があることから、特に、現場で発生する可能性の高い事案を想定した実戦的な訓練を充実させ、凶悪犯罪に的確に対処できる現場執行力の強化を図る。

カ 警察施設の計画的整備と装備資機材の充実

警察力を強化するとともに、来庁者の利便性を図るため、警察署、交番等の警察施設の計画的な建て替え、移転、改修等を行う。

また、刻々と変化する情勢への的確な対応及び警察官の受傷事故防止を図るため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

キ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

(ア) 堅牢な情報セキュリティの実現に向けた取組の強化

情報セキュリティに係る脅威に的確に対応するため、情報セキュリティポリシーの改善、職員に対する指導教養等により制度及び人材の整備充実を図る。

(イ) 第一線警察の迅速な業務推進に向けた取組の強化

社会情勢の変化に即応した情報管理システムの構築・改修を行い、第一線警察における各種業務の効率化を推進する。

ク 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施及び留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、現場に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進する。

ケ 組織的な健康管理対策の推進

職員が健康で仕事に専念できるよう、各種健康診断及びストレスチェックを実施するとともに、心や身体の健康づくりに係る各種施策に取り組むなど、組織的な健康管理対策を推進する。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進

警察本部及び警察署の警察安全相談室が中心となって警察安全相談の相談者の立場に立った適切な対応を推進する。

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

迅速かつ適切な苦情の調査を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図る。

ウ 警察署協議会の効果的な運営

管内住民等の意見をより適切に把握し、警察署の業務運営に反映できるよう、警察署協議会の効果的な運営を推進する。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

第3次犯罪被害者等基本計画^(注)等を踏まえ、犯罪被害者等基本法の適正な運用を図るとともに、自治体、民間団体等関係機関と連携し、犯罪被害者等の心情に配慮したきめ細かな被害者支援活動を推進する。

(注) 第3次犯罪被害者等基本計画とは、平成28年度から令和2年度(2020年度)まで5か年を計画期間とし、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利権益の保護が一層図られる社会を目指して定められた具体的施策をいう。

オ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

警察職員が地道に職務に当たる姿、厳しい現場での活動等の広報素材を積極的に提供することにより、県民に警察の真の姿を伝える広報を推進する。

カ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効的な被疑者取調べの確認及び警察職員に対する指導教養の推進により、不適正な被疑者取調べの未然防止を図る。

キ 非違事案の未然(再発)防止対策の推進

他の都道府県警察で発生した非違事案及び過去に発生した非違事案の原因・背景を分析するとともに、部門横断的に防止対策を検討するなど、非違事案の未然(再発)防止対策の推進を図る。

第4 警察予算

1 警察費の概要

令和元年度当初予算は、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、本年の県警察の重点目標である「交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進」等7項目を柱として、治安の更なる改善に向けた取組、警察施設や装備等の充実強化及び社会情勢の変化に対応する治安対策の推進のために必要な予算に重点をおいて編成を行った。

なお、本県では、国の大型補正に呼応して平成30年度第1次3月補正予算が編成し、実務上は令和元年度当初予算と合わせた額を「実質当初予算」と呼称して予算が編成され、令和元年度警察費実質当初予算額は25,137,935千円となっている。

前年度と比較して給与改定等により人件費は増加となっているが、物件費は能美警察署庁舎建設事業、交通管制システム中央装置更新等の減により減少となり、全体として0.1%の減となったものである。

【警察費の状況等】

(単位：千円・%)

項目別	年度別		平成30年度6月補正後		増減	
	令和元年度実質当初予算		予 算 額	構 成 比	予 算 額	率
警 察 費	25,137,935	100.0	25,157,972	100.0	△ 20,037	△ 0.1
人件費・恩給費	20,364,437	81.0	20,141,971	80.1	222,466	1.1
物 件 費	4,773,498	19.0	5,016,001	19.9	△ 242,503	△ 4.8
警察施設費	955,000	3.8	1,043,220	4.1	△ 88,220	△ 8.5
交通安全施設費	719,931	2.9	798,897	3.2	△ 78,966	△ 9.9
一般物件費	3,098,567	12.3	3,173,884	12.6	△ 75,317	△ 2.4
(参考) 県一般会計予算	580,886,000	-	554,412,788	-	26,473,212	4.8

注：平成30年度当初予算は、知事改選を控え準通年型編成のため6月補正後予算と比較

2 主要事業

(1) 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

交流人口の拡大及び犯罪情勢の変化に的確に対応し、犯罪抑止対策を推進するため、特殊詐欺被害防止コールセンターへの委託事業、金融機関に対してFAXを一斉送信することによる注意喚起等の特殊詐欺被害防止対策を継続して実施するほか、検挙力及び事態対処能力の強化のため、突入用耐刃防護衣を更新整備する。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯ボランティア講習会の開催及び児童の登下校時における防犯対策を拡大するほか、精強な地域警察を構築するため、通信指令システムの計画的更新と運用維持、警察機動力の確保に不可欠な小型警ら車、交通取締四輪車、交通事故処理車の更新等、各種資機材を整備する。

(3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

子供・女性・高齢者を含む被害者等の安全の確保を最優先とする対策及び通学路等の安全対策を推進するとともに、少年補導員等の活動支援及び非行少年の立ち直りを支援する「ボランティア育成研修会」を引き続き実施し、支援活動の充実を図

る。

(4) 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

殺人・強盗等の重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺等、県民の生活を脅かす犯罪の早期検挙及び被害の拡大防止のため、各種捜査支援資機材を整備する。

また、DNA型鑑定を始めとする各種鑑定機器の適正な運用維持等により、科学技術を活用した捜査を一層推進するなど、捜査活動基盤の充実を図る。

(5) 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備

交通事故死者数の更なる減少を目指し、死者全体の約7割を占める高齢者の交通事故防止対策として、街頭における交通安全指導・保護誘導を通じて行う交通安全教育、体験・実践型の自動車及び自転車運転者に対する安全運転教育を引き続き実施するほか、更新時における高齢者講習の体制についても充実強化を図る。

また、交通事故抑止に資する交通指導取締りを行うため、レーダースピードメーター及びアルコール測定器を計画的に整備するほか、交通管制システム及び信号機・横断歩道等の交通安全施設を効果的かつ効率的に整備・更新し、安全で円滑な交通環境の整備を推進する。

(6) 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

自然災害を始めとする緊急事態の対応に万全を期すため、災害警備活動及び救助活動用装備資機材の整備に引き続き取り組み、自然災害等への対処能力の更なる向上等、危機管理体制の充実強化を図る。

(7) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

現場執行力の充実強化のため、交番用装備資機材を整備するほか、指導能力向上に資する各種研修及び術科用具の整備を引き続き実施し、若手警察官の早期戦力化及び幹部の指揮能力向上を図る。

また、警察施設の計画的整備を推進するため、老朽化した七尾警察署を移転整備するための用地取得・設計に着手するほか、金沢東警察署山の上町交番の移転整備、大聖寺警察署山中交番の建替整備、金沢中警察署庁舎設備の大規模改修及び交番用防犯カメラの整備を実施する。

3 令和元年度実質当初予算 警察本部主要事業の概要

事業名	金額(千円)	説明
身近な安全・安心が確保された社会づくり		
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進		
(1) 犯罪情勢の変化に対応した検挙活動の推進		
・ 特殊詐欺予防対策の推進	6,154	特殊詐欺予防対策の実施 ・ 特殊詐欺被害防止コールセンター委託 ・ 金融機関へのFAX一斉送信
・ 検挙力及び事態対処能力の強化	2,077	突入用耐刃防護衣整備
(2) 繁華街等における地域安全対策の推進		
・ 悪質な風俗営業に対する厳正な取締り等の推進	4,870	片町街頭防犯カメラシステムの運用
(3) 訪日外国人等の急増への対応		
・ 外国人とのコミュニケーションの円滑化への取組	2,519	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進		
(1) 安全・安心まちづくりの推進		
・ 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進	5,438	安全情報の提供、防犯ボランティア講習会の開催など ・ (☑)児童の登下校時における防犯対策
・ 特殊詐欺予防対策の推進	6,154	特殊詐欺予防対策の実施(再掲) ・ 特殊詐欺被害防止コールセンター委託 ・ 金融機関へのFAX一斉送信
・ サイバー犯罪対策の推進	4,889	サイバー犯罪対策技術者養成など
・ 適正な許可等事務の推進	6,227	風俗営業所管理者講習の実施など
(2) 地域警察の対応力の強化		
・ 通信指令機能の強化	234,479	通信指令システム、デジタル無線システムの運用など
・ 警察機動力の確保	80,630	小型警ら車、交通取締四輪車等の更新整備、 県警ヘリコプターの定期点検など
・ 管内実態に即した地域警察活動の推進	22,842	盗難車両等照会システムの運用など
3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進		
・ 通学路等の安全対策の推進	2,313	・ (☑)児童の登下校時における防犯対策(再掲)
・ 非行少年を生まない社会づくりの推進	5,218	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援
・ 少年非行防止教室の開催	2,595	ピュアキッズスクール・薬物乱用防止教室の開催
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙		
(1) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進	5,606	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 国際犯罪の徹底検挙	7,733	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など(一部再掲)
(2) 検挙力の強化		
・ 効果的な捜査支援の推進	45,740	捜査支援資機材の整備など
・ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用	91,095	DNA型鑑定等の鑑定試料分析機器の運用など

事業名	金額(千円)	説明
5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備		
(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進		
・ 交通安全教育の推進	10,082	交通安全教育、高齢運転者対策の推進 ・ 高齢者対象の体験・実践型自動車運転講習の委託実施 ・ ⑧ 高齢者講習実施体制の充実 ・ 高校生交通安全フォーラムの開催など
・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	13,192	飲酒運転、著しい速度超過など悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・ レーダースピードメーターの整備など
(2) 安全で円滑な交通環境の整備		
・ 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備	719,931	交通管制システム、交通信号機、道路標識、道路標示の整備など
・ 総合的な駐車対策の推進	10,782	放置車両確認事務の委託、同管理システムの運用
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進		
・ 緊急事態対策の推進	7,238	災害対策訓練の実施、ヘリコプター・テレビシステムの運用、災害警備活動用装備資機材の充実 ・ 非常用食糧の計画配備など
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進		
(1) 現場执行力・治安維持体制の充実強化		
・ 若手警察官の早期戦力化と幹部の指揮能力向上	5,587	指導能力向上を図る研修会の実施、術科防具の整備など
・ 警察施設の装備資機材の充実	2,218	⑧ 交番用装備資機材の整備
(2) 警察活動の拠点となる警察施設の計画的整備		
・ 警察署庁舎建設費	債務含め 264,345	⑨ 七尾警察署庁舎の移転整備(設計、用地取得) (うち債務負担行為 62,000) (3ヵ年事業の1年目)
・ 交番等建設費	105,490	交番の建設整備 ・ ⑨ 金沢東警察署山の上町交番の移転整備 ・ 大聖寺警察署山中交番の建替え整備 (2ヵ年事業の2年目)
・ 庁舎等整備費	408,247	・ 金沢中警察署庁舎設備大規模改修 ⑧ 交番用防犯カメラ整備
(3) 県民の立場に立った警察活動の推進		
・ 警察署協議会運営費	5,257	地域の実情に即した警察署協議会の開催
・ きめ細やかな被害者支援活動の推進	5,735	犯罪被害者の負担軽減及び広報相談活動の実施、支援